

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 知事指定薬物の指定の失効

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 農業振興地域の区域の変更

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ の完了

○ ” ” ” ”

○ ” ” ” ”

○ ” ” ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

完了

【監査公表】

○ 令和四年度の監査の結果の公表

【海区漁業調整委員会】

○ 水産動植物の採捕の禁止の指示

○ ” ”

○ ” ”

○ ” ”

【内水面漁場管理委員会】

○ 令和五年度における第五種共同漁業権魚

種の増殖についての指示

【公立大学法人岡山県立大学】

○ 一般競争入札の実施

員会

公立大学法人岡山
県立大学

監査事務局

海区漁業調整委員

会

” ”

” ”

内水面漁場管理委

医薬安全課

経営支援課

農村振興課

建築指導課

” ” ” ”

” ” ” ”

” ” ” ”

” ” ” ”

◎岡山県告示第五百三十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニー（三）メトキシフェニル―ニー（「プロパン―ニール」アミノ」シクロヘキサン―オン（通称名MxiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- 2 N―メチル―（五）メチルチオフェン―ニール）プロパン―ニールアミン（通称名五―MPA、Mephedrene）及びその塩類
- 3 ニー（二）（四）エトキシベンジル―（H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル）―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名Etazene、Etod esnitazene）及びその塩類
- 4 N―（―アミノ―三・三）ジメチル―オキソブタン―ニール）―ヘキシル―（H―インダゾール―三）カルボキシアミド（通称名ADB―HEXINACA、ADB―HINACA）及びその塩類
- 5 N―（―アミノ―オキソ―三）フェニルプロパン―ニール）―ブチル―（H―インダゾール―三）カルボキシアミド（通称名APP―BINACA、APP―BUTINACA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和四年十二月二十六日

〔六三九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山

所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 有限会社丸美屋

住所 久米郡美咲町原田一九三三―五

代表者の氏名 代表取締役 黒瀬 光輝

ほか二十八者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）

名称 有限会社丸美屋

住所 久米郡美咲町原田一九三三―五

代表者の氏名 代表取締役 黒瀬 光康

ほか二十八者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和四年三月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月二十七日から令和五年四月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

〔六四〇〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、次に掲げる農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和四年十二月二十七日

岡山農業振興地域

岡山県知事 伊原木 隆 太

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

〔六四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字赤坂三四七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区乙多見二〇九―一九スマイリー乙多見C一〇一号室

貝吹 青風

赤磐市穂崎三一九

貝吹みなみ

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月二十五日岡山県指令建指第二九一号

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

〔六四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑一―三―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目五―三五ラ・パルテール一〇二

平田 隼人

平田 衿奈

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月十四日岡山県指令建指第二二九号

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

〔六四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇一―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野八二二―一セレーナA一〇五号室

池上 怜

池上 美鈴

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十二日岡山県指令建指第二七四号

〔六四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇九七―一二、一〇九七―一八、一〇九七―一九、一〇九七―二〇、一〇九七―二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区御津野々口三三五ピュアステージV二〇三号

岡本 佑一

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月二十七日岡山県指令建指第一六三号

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

〔六四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇九七―一二、一〇九七―一八、一〇九七―一九、一〇九七―二〇、一〇九七―二一

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区御津野々口三三五ピュアステージV二〇三号

岡本 佑一

五 許可年月日及び許可番号

令和四年七月二十七日岡山県指令建指第一六三号

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定により実施した令和四年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年十二月二十七日

岡山県監査委員	木	京	子
岡山県監査委員	中	雅	子
岡山県監査委員	浅	義	正
岡山県監査委員	飛	山	美

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和3年度

② 監査対象機関 137機関

(内 訳)

知事部局 34機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 監査対象137機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、教育委員会及び公安委員会の出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（70機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。なお、東京事務所、大阪事務所の2機関についてはWeb会議システムを使用したりリモートによる監査を行った。

イ 書面監査（67機関）

監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

① 監査を実施した137機関のうち、20機関について53件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の20機関・42件に比べ、機関数は

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

変わらないものの、件数は増加している。

- ② 指摘事項のうち収入未済に係る27件に関しては、14件について未収額が減少しているものの、11件については未収額が増加、2件については増減がなかった。また、未収額が減少したもの及び増減がなかったものについても、なお多額の未収額が残っている。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は76機関で357件あり、前年度の63機関・314件に比べ、機関数、件数ともに増加している。

	監査実施機関	監査年月日	指摘 事項	区 分	
				実地	書面
知 事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和4年10月24日	—	○	
	消防学校	令和4年8月1日	—	○	
	東京事務所	令和4年7月29日	—	○ (Web)	
	県立記録資料館	令和4年8月23日	有	○	
	県民生活部	令和4年10月28日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和4年7月26日	—	○	
	岡山空港管理事務所	令和4年8月8日	—	○	
	消費生活センター	令和4年8月9日	—	○	
	男女共同参画推進センター	令和4年8月9日	—	○	
	環境文化部	令和4年10月28日	—	○	
	環境保健センター	令和4年8月2日	—	○	

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

	県立美術館	令和4年8月31日	—	○	
	保健福祉部	令和4年11月7日	有	○	
	福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和4年8月23日	有	○	
	倉敷児童相談所	令和4年8月16日	有	○	
	津山児童相談所	令和4年8月29日	—	○	
	県立成徳学校	令和4年8月17日	—	○	
	健康の森学園	令和4年7月20日	—	○	
	産業労働部	令和4年11月4日	有	○	
	大阪事務所	令和4年8月5日	—	○ (Web)	
	工業技術センター	令和4年8月8日	—	○	
	南部高等技術専門校	令和4年8月16日	—	○	
	北部高等技術専門校	令和4年8月26日	—	○	
	北部高等技術専門校美作校	令和4年8月26日	—	○	
	農林水産部	令和4年10月31日	—	○	
	農林水産総合センター	令和4年8月30日	有	○	
	県営食肉地方卸売市場	令和4年9月1日	—	○	
	土木部	令和4年10月31日	有	○	
	後樂園事務所	令和4年8月31日	—	○	

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

	出納局	令和4年11月7日	—	○	
	備前県民局(東備地域事務所を含む。)	令和4年10月17日	有	○	
	備中県民局(井笠、高梁、新見地域事務所を含む。)	令和4年10月13日	有	○	
	水島港湾事務所		有	○	
	美作県民局(真庭、勝英地域事務所を含む。)	令和4年10月5日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和4年10月31日	—	○	
	人事委員会事務局	令和4年10月24日	—		○
	労働委員会事務局	令和4年10月24日	—		○
	監査事務局	令和4年10月31日	—		○
	企業局	令和4年7月15日	有	○	
	土木部都市局(流域下水道事業会計)	令和4年7月15日	—	○	
教 育 委 員 会	教育庁	令和4年11月4日	有	○	
	岡山教育事務所	令和4年7月25日	—		○
	津山教育事務所	令和4年7月25日	—		○
	総合教育センター	令和4年6月27日	—	○	
	生涯学習センター	令和4年7月27日	—	○	
	県立図書館	令和4年8月18日	—	○	

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

県立博物館	令和4年8月17日	—		○
古代吉備文化財センター	令和4年8月24日	—		○
岡山朝日高等学校	令和4年7月7日	—		○
岡山操山高等学校（中学校を含む。）	令和4年9月21日	—		○
岡山芳泉高等学校	令和4年7月7日	—		○
岡山一宮高等学校	令和4年7月29日	—		○
岡山城東高等学校	令和4年8月3日	—		○
西大寺高等学校	令和4年8月1日	—	○	
瀬戸高等学校	令和4年7月13日	—		○
高松農業高等学校	令和4年8月4日	—		○
興陽高等学校	令和4年8月16日	—		○
瀬戸南高等学校	令和4年6月29日	—	○	
岡山工業高等学校	令和4年8月16日	—		○
東岡山工業高等学校	令和4年7月25日	—		○
岡山東商業高等学校	令和4年7月27日	—	○	
岡山南高等学校	令和4年9月13日	—		○
岡山御津高等学校	令和4年7月12日	—	○	
倉敷青陵高等学校	令和4年7月8日	—	○	

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和4年7月13日	—		○
倉敷南高等学校	令和4年7月25日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和4年8月3日	—		○
倉敷中央高等学校	令和4年7月25日	—		○
玉島高等学校	令和4年7月29日	—		○
倉敷鷺羽高等学校	令和4年7月25日	—		○
倉敷工業高等学校	令和4年8月4日	—		○
水島工業高等学校	令和4年8月22日	—		○
倉敷商業高等学校	令和4年8月3日	—		○
玉島商業高等学校	令和4年7月11日	—	○	
津山高等学校（中学校を含む。）	令和4年7月26日	—		○
津山東高等学校	令和4年8月16日	—		○
津山工業高等学校	令和4年9月7日	—		○
津山商業高等学校	令和4年7月20日	—		○
玉野高等学校	令和4年7月25日	—		○
玉野光南高等学校	令和4年8月4日	—		○
笠岡高等学校	令和4年7月7日	—		○
笠岡工業高等学校	令和4年7月21日	—	○	

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

笠岡商業高等学校	令和4年7月21日	—	○	
井原高等学校	令和4年7月7日	—		○
総社高等学校	令和4年7月22日	—	○	
総社南高等学校	令和4年7月22日	有	○	
高梁高等学校	令和4年7月13日	—	○	
高梁城南高等学校	令和4年7月13日	—	○	
新見高等学校	令和4年7月1日	—	○	
備前緑陽高等学校	令和4年7月7日	—		○
邑久高等学校	令和4年7月21日	—		○
勝山高等学校	令和4年7月29日	—		○
真庭高等学校	令和4年7月21日	—		○
林野高等学校	令和4年7月14日	—		○
鴨方高等学校	令和4年7月26日	—		○
和気閑谷高等学校	令和4年7月14日	—		○
矢掛高等学校	令和4年7月4日	—	○	
勝間田高等学校	令和4年7月13日	—		○
烏城高等学校	令和4年7月12日	—	○	
岡山大安寺中等教育学校	令和4年7月25日	—		○
岡山盲学校	令和4年7月26日	—		○

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

	岡山聾学校	令和4年7月6日	—	○	
	岡山支援学校	令和4年7月6日	—	○	
	岡山西支援学校	令和4年8月2日	—	○	
	岡山東支援学校	令和4年8月4日	—		○
	岡山南支援学校	令和4年7月26日	—		○
	岡山瀬戸高等支援学校	令和4年8月16日	—		○
	倉敷まきび支援学校	令和4年7月4日	—	○	
	倉敷琴浦高等支援学校	令和4年8月4日	—		○
	西備支援学校	令和4年7月21日	—		○
	健康の森学園支援学校	令和4年7月20日	—	○	
	東備支援学校	令和4年7月15日	有		○
	早島支援学校	令和4年7月7日	—		○
	誕生寺支援学校	令和4年7月19日	—	○	
公安委員会	警察本部	令和4年10月21日	有	○	
	岡山中央警察署	令和4年8月17日	—	○	
	岡山東警察署	令和4年7月15日	—		○
	岡山西警察署	令和4年7月29日	—		○
	岡山南警察署	令和4年7月13日	有		○
	岡山北警察署	令和4年7月26日	—		○

赤磐警察署	令和4年7月25日	—		○
備前警察署	令和4年6月29日	—	○	
瀬戸内警察署	令和4年7月25日	—		○
玉野警察署	令和4年7月14日	—		○
児島警察署	令和4年7月8日	—	○	
倉敷警察署	令和4年7月26日	—		○
水島警察署	令和4年7月29日	—		○
玉島警察署	令和4年7月11日	—	○	
笠岡警察署	令和4年7月21日	—		○
井原警察署	令和4年7月25日	有		○
総社警察署	令和4年7月29日	—		○
高梁警察署	令和4年7月26日	—		○
新見警察署	令和4年7月1日	—	○	
真庭警察署	令和4年7月13日	—		○
津山警察署	令和4年8月29日	—	○	
美作警察署	令和4年8月3日	有		○
美咲警察署	令和4年7月19日	—	○	

(2) 個別の事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄・総合政策局・総務部

ア 県立記録資料館

- ・印刷の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。

② 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	14,203,547円
令和3年度末	13,334,447円
比較増減	△869,100円

雑入（生業修学資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	16,612,060円
令和3年度末	15,702,060円
比較増減	△910,000円

- ・NTT管路使用料の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。
- ・市町村に対する交付金の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。

③ 保健福祉部

ア 本庁

- ・収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和2年度末	1,935,740円
--------	------------

令和3年度末	2,815,760円
比較増減	880,020円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	6,371,550円
令和3年度末	6,393,585円
比較増減	22,035円

- ・ 自宅療養サポートセンター運營業務委託について、請求額を見誤って間違った金額を支出したものが認められた。
- ・ 集団接種会場医療従事者報酬について、勤務実績の確認を怠り、勤務していない人に誤って支出したものが認められた。
- ・ 精神科病院群輪番体制整備事業に係る委託料について、誤って受託団体代表者の個人口座へ入金したものが認められた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の移送用に賃借している車両1台について車検の有効期間が満了していたことに気付かず、車検切れの状態で使用していたものが認められた。

イ 福祉相談センター

- ・ 収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,285,460円
令和3年度末	5,011,900円
比較増減	726,440円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和2年度末	1,310,600円
令和3年度末	1,161,200円
比較増減	△149,400円

ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,409,855円
令和3年度末	4,679,445円
比較増減	269,590円

④ 産業労働部

ア 本庁

- ・中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	456,828,726円
令和3年度末	446,098,382円
比較増減	△10,730,344円

- ・令和2年度の岡山県中小企業団体中央会補助金について、交付決定及び確定の額を誤り、過大に交付していたものを、令和3年度に返還させているものが認められた。

⑤ 農林水産部

ア 農林水産総合センター

- ・前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその

内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、屋内清掃業務仕様書において、受託者は作業責任者を選任したときは、委託者にその者の履歴書を提出し承認を受けることとしているにもかかわらず、履歴書の提出を受けず承認もしていないものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

- ・土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

令和2年度末	46,101,831円
令和3年度末	45,808,667円
比較増減	△293,164円

- ・令和2年度の委員報酬について、会議の延期に伴い全額戻入を行う必要があったにもかかわらず、戻入処理を怠り、令和3年度に処理を行ったものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）、違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）及び土木使用料（河川占用料外）については総額は減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和2年度末	3,729,273円
令和3年度末	3,228,549円
比較増減	△500,724円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	9,520,032円
令和3年度末	9,614,107円
比較増減	94,075円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	18,237,762円
令和3年度末	17,694,403円
比較増減	△543,359円

土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

令和2年度末	2,585,784円
令和3年度末	1,777,179円
比較増減	△808,605円

- ・ 公有財産貸付に係る公有財産貸付台帳が整備されていないものが認められた。
- ・ 卓上マイクロ冷却遠心機を購入した際に、業者が納入条件に従い既存の冷却遠心機の引取撤去を行っていたが、処分の手続がされていないものが認められた。

イ 東備地域事務所

- ・ 前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、特定管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集、運搬及び処分業務に係る支出について、最終処分終了日の確認により履行確認すべきところを、運搬終了日にしているものが認められた。

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・ 収入未済額について、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については増

加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

令和2年度末	2,602,878円
令和3年度末	11,671,490円
比較増減	9,068,612円

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和2年度末	3,567,040円
令和3年度末	3,567,040円
比較増減	0円

- ・複写サービスに係る需用費の支出（毎月支払）について、業者からの請求書の記載額が誤っていることに気付かず、過払いとなったものが認められた。

イ 井笠地域事務所

- ・管理事務所耐震診断実施設計業務において、契約書の作成を省略できない業務であるにもかかわらず、請書を徴しているものが認められた。
- ・道路維持修繕工事費（役務費）の支払において、契約の相手方（個人）が死亡したため、相続人全員から代表者1名を受任者とする委任状を徴し、当該受任者からの請求により当該受任者に支払うべきところを、当該受任者からの請求書を徴することなく、死亡した相手方からの請求書の写を請求書として扱い、当該受任者の口座に支払を行っていたものが認められた。

ウ 高梁地域事務所

- ・道路維持補修工事の支払について、支払手続が完了していないと誤認し業者に請求書の再発行を依頼し、誤って二重に支払ったものが認められた。
- ・修繕（空調設備の更新）の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。

エ 新見地域事務所

- ・県収入証紙の収入に当たり、収入証紙ちよう付実績簿を整備していないものが認められた。

⑨ 水島港湾事務所

- ・令和2年度建設事業市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成していないものが認められた。

⑩ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）については総額は減少しているものの、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）については総額の増減はなく、県税（滞納繰越分）及び県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況

令和2年度末	2,172,000円
令和3年度末	2,172,000円
比較増減	0円

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和2年度末	97,747,468円
令和3年度末	106,749,539円
比較増減	9,002,071円

県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和2年度末	5,190,038円
令和3年度末	5,397,154円

比較増減	207,116円
------	----------

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和2年度末	3,487,130円
令和3年度末	3,057,805円
比較増減	△429,325円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	3,045,112円
令和3年度末	2,855,112円
比較増減	△190,000円

イ 真庭地域事務所

- ・雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況

令和2年度末	1,832,000円
令和3年度末	1,532,000円
比較増減	△300,000円

ウ 勝英地域事務所

- ・前年度の注意・指導事項のうち、契約関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、業務委託について、契約書及び共通仕様書で定める部分使用同意書の提出を受けていないにもかかわらず、受注者からの引渡し前の成果物を他の業務に使用しているものが認められた。

○ 諸局等

① 企業局

- ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

令和2年度末	78,841,720円
令和3年度末	81,211,512円
比較増減	2,369,792円

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・収入未済額について、高等学校貸付奨学金及び高等学校等奨学金貸付金については総額は減少しているものの、大学奨学金貸付金及び違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

令和2年度末	9,418,001円
令和3年度末	7,825,794円
比較増減	△1,592,207円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

令和2年度末	26,698,952円
令和3年度末	21,491,929円
比較増減	△5,207,023円

大学奨学金貸付金収入未済状況

令和2年度末	1,559,669円
--------	------------

令和3年度末	3,423,672円
比較増減	1,864,003円

違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況

令和2年度末	636,495円
令和3年度末	1,039,590円
比較増減	403,095円

② 総社南高等学校

- ・前々年度の注意・指導事項のうち、履行確認が適正でないものについて、本年度の監査においても、揚水ポンプ取替の修繕について、請書で修繕を完了したときは、修繕完了届を提出し、検査を受けることになっているが、当該届が提出されていないものが認められた。

③ 東備支援学校

- ・契約金額100万円以上の物品の支払において、検査調書を作成していないものが認められた。

○ 公安委員会

① 警察本部

- ・諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

令和2年度末	2,264,300円
令和3年度末	1,514,200円
比較増減	△750,100円

② 岡山南警察署

- ・両袖机等の調達に係る契約について、50万円以上であるにもかかわらず請書を徴していないものが認められた。

③ 井原警察署

- ・自動販売機売上手数料について、調定決議の審査確認は行っていたが、納入通知書が発行されてないものが認められた。

④ 美作警察署

- ・消耗品の支払について、業者から重複する請求書が送付され、誤って二重に支払ったものが認められた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが、財務事務の執行に当たって、一部に事務処理の誤りがあり、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないものと見受けられる。

中には改善の見受けられた機関もあるものの、指摘事項、注意・指導事項ともに該当機関数、件数ともに増加している。

こうした状況の要因としては、前年度、前々年度と新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、出向いての調査を予定していた出先機関の一部を書面による調査に変更した影響もあるものの、それぞれの機関において定期監査の結果を踏まえた改善に向けての取組が全職員に十分に浸透しておらず、全庁的にも情報の共有が十分でないことが考えられる。本年度は、書面調査では十分調査できない契約手続に関わる誤りが多く見受けられたが、担当職員が適切に事務処理をできるような仕組みやルールづくりについて、適宜、見直す必要がある。

今後は、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、内部チェック機能の強化や実効性のある職員研修の実施などの取組を一層充実させ、適正かつ効率的な財務事務の執行に努められたい。

また、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生している。事故の原因についても、前年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めている上、依然として原因が不明のものもあり、各機関での安全運転教育及び公用車の適正な管理に対する意識の徹底を図るとともに、全庁的に「県の保有する財産は県民が保有する財産である。」との再認識を持つ取組を行うことにより、より一層の事故の発生防止に努められたい。

なお、内部統制制度については、財務監査においても運用上の不備の報告漏れが見受けられたことなどから、職員に対し、内部統制の目的に対する意識の徹底と浸透を図るとともに、重要性に対する認識を高めることにより、主体的な取組を促進し、制度がより効果的に運用されるよう取り組まれたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、収入未済のある機関の大半で未収額が減少し、全体で1億を超える縮減が見られたところであり、多くの機関で債権回収の取組が成果を上げているものと認められる。しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うとともに、個々の実情

に応じたきめ細かな措置を適切に講じることにより、収入未済の早期解消に努められたい。

また、本年度の監査において、新たな収入未済の発生や未収額が増加した機関もあることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁業の種類
かにすくい網漁業

二 禁止区域

瀬戸内市牛窓町から玉野市出崎までの岡山県海面

三 禁止期間

七月一日から九月三十日まで

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和五年一月一日から令和七年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

- 一 禁止する水産動物の種類
がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅十三センチメートル以下のものに限る。
- 二 禁止する漁法
全ての漁法
- 三 禁止区域
岡山県海面
- 四 禁止期間
八月一日から九月三十日まで
- 五 適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
- 六 指示の有効期間
令和五年一月一日から令和七年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

- 一 禁止する水産動物の種類
まだこ
- 二 禁止する漁法
全ての漁法
- 三 禁止区域
倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であつて、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以東である岡山県海面
- 四 禁止期間
九月一日から同月三十日まで
- 五 適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
- 六 指示の有効期間
令和五年一月一日から令和七年十二月三十一日まで

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、令和五年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

令和四年十二月二十七日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

令和五年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流			魚			種			代替措置可能魚種	
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すつぼん	にじます	ぼら	もろこ	わかさぎ	はえ	てながえび	もくずがに	
内共第1号	吉井川南部	1,220	50	30	—	—	10	50	30	—	—	—	80	—	50
内共第2号	吉野川	1,490	50	30	320	—	—	50	—	—	—	—	90	—	15
内共第3号	吉井川	1,570	40	20	300	—	10	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第4号	加茂郷	500	15	—	160	—	—	30	—	—	—	—	30	—	—
内共第5号	久田川	460	15	—	130	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第6号	奥津川	320	—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南部	1,440	50	40	—	—	10	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第8号	旭川中央	1,740	100	150	480	—	—	100	—	—	—	—	50	—	—
内共第9号	湯原	390	25	—	210	—	—	100	—	—	—	—	30	—	—
内共第10号	旭川北	390	20	—	380	—	—	150	—	—	—	—	30	—	—
内共第11号	高梁川	3,150	90	60	—	—	20	—	—	—	—	—	150	—	75
内共第12号	小田川	350	25	—	—	—	10	—	—	—	—	—	30	—	15
内共第13号	芳井町	350	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第14号	成羽川	1,410	50	—	15	—	5	—	—	—	—	—	20	—	25
内共第15号	”	250	10	—	25	—	5	—	—	—	—	—	5	—	25
内共第16号	”	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第17号	新見	1,985	35	—	560	—	—	300	—	—	—	—	500	—	—
内共第18号	”	165	—	—	80	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
内共第19号	番川	—	10	230	—	25	—	—	15	—	—	—	—	40	—
内共第20号	”	—	5	100	—	25	—	—	5	—	—	—	—	10	—
内共第21号	児島湾	—	75	1,090	—	45	—	—	160	—	—	—	—	45	—
内共第22号	”	—	15	470	—	5	—	—	40	—	—	—	—	5	—

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1 箇所	1 箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もぐずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1、0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。

令和4年12月27日 岡山県公報 第12460号

◎公立大学法人岡山県立大学公告第四号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年十二月二十七日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

- (1) 購入等件名
公立大学法人岡山県立大学で使用する電気の調達
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県立大学	岡山県総社市窪木111番地	4, 145, 000kWh

- (5) 入札方法
入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年分の参考総価金額をもって、入札金額とすること。
- (6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和3年11月から令和4年10月までの使用実績等に基づき算定した1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に岡山県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除

く。)でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位(調整後排出係数適用)、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒719-1197 岡山県総社市窪木111番地

岡山県立大学事務局総務課総務班

電話(0866)94-2111

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年12月27日(火)から令和5年1月6日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県立大学のホームページ(<https://www.oka-pu.ac.jp/information/category/調達・入札情報/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月7日(火) 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年2月6日(月)午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山県総社市窪木111番地

岡山県立大学 本部棟2階中会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和5年1月6日(金)午後5時までに、3(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。
 - (3) 契約保証金
公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。
 - (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、この契約を解除することができるものとする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Okayama Prefectural University
4,145,000 kWh (1 year)
 - (2) Delivery period :
From 1 April, 2023 through 31 March, 2024
 - (3) Delivery place :
Okayama Prefectural University
111 kuboki, soja-shi, Okayama-ken
 - (4) Time limit for tender :
2:00 P.M. 7 February, 2023 (by mail 5:00 P.M. 6 February, 2023)
 - (5) Contract point for the notice :
General Affairs Division, Okayama Prefectural University
111 kuboki, soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan
TEL 0866-94-2111 (main phone number)